

介護分野における特定技能協議会 構成員遵守事項

- ・ 受入機関は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）」「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領」「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（上乘せ基準告示）」その他、受入れに関する関係法令・関係規程等について遵守すること。
- ・ 介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務（協議会や厚生労働省補助事業において実施する調査や特定技能外国人の受入事業所に対する巡回訪問を含む。）に対して必要な協力を行うこと。
- ・ 特定技能外国人の受入れ後、速やかに協議会へ外国人情報の登録を行うこと。
- ・ 受入事業所の情報と外国人の登録に関する情報を最新とすること。
- ・ 入会証明書の裏面に記載されていない受入事業所で特定技能外国人を受入れる場合は、受入れ前に協議会へ受入事業所に関する情報を登録し、本証明書の変更手続きを行うこと。
- ・ 関係法令・関係規程・遵守事項等に定められた内容が遵守されていない等、介護分野への特定技能外国人の受入れに関して、適正な受入れがなされていないことが認められる場合には、協議会において、脱退手続きを行うことに同意すること。
- ・ その他、介護分野における特定技能協議会の運営及び介護分野への特定技能外国人の受入れについて、関係法令・関係規程・遵守事項等に定めがない事象が生じた時には、厚生労働省又は当該協議会において決定されることに同意すること。

以上